

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月17日
【事業年度】	第39期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	三協フロンティア株式会社
【英訳名】	SANKYO FRONTIER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長妻 貴嗣
【本店の所在の場所】	千葉県柏市新十余二5番地
【電話番号】	04（7133）6666（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 端山 秀人
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市新十余二5番地
【電話番号】	04（7133）6666（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 端山 秀人
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月25日に提出いたしました第39期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主各位に対する利益還元を重要な経営課題として位置付けており、長期的な観点から安定的な配当の継続を図ることを重視しております。また、コスト競争力の維持強化を図るための投資及び財務体質強化のため、内部留保を充実することを基本の考えとしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり12円50銭（うち中間配当6円25銭）を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は51.0%となりました。

なお、配当金につきましては中期的に目標配当性向35%を目安として利益還元を実施していく方針であります。

内部留保資金につきましては、収益力と競争力の強化を目的として研究開発・生産設備等に有効投資してまいりたいと存じます。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年11月9日 取締役会決議	139,651	6.25
平成20年4月28日 取締役会決議	139,651	6.25

(訂正後)

当社は、株主各位に対する利益還元を重要な経営課題として位置付けており、長期的な観点から安定的な配当の継続を図ることを重視しております。また、コスト競争力の維持強化を図るための投資及び財務体質強化のため、内部留保を充実することを基本の考えとしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

なお、当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。また、上記のほか、会社法第459条第1項各号に掲げる事項についても、取締役会での決議を可能とする旨を定款で定めております。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり12円50銭（うち中間配当6円25銭）を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は51.0%となりました。

なお、配当金につきましては中期的に目標配当性向35%を目安として利益還元を実施していく方針であります。

内部留保資金につきましては、収益力と競争力の強化を目的として研究開発・生産設備等に有効投資してまいりたいと存じます。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年11月9日 取締役会決議	139,651	6.25
平成20年4月28日 取締役会決議	139,651	6.25